

## 平成20年4月から

# 高齢者の医療保険制度が大きく変わります

平成18年6月の「医療制度改革関連法」成立以後、これまで段階的に高齢者の医療制度の変更が行われてきました。本年4月からは、「後期高齢者医療制度」が創設され、医療保険制度が大幅に変わります。

今月号では、その主な点について、お知らせします。

### 後期高齢者医療制度が創設される

#### ◆75歳以上の方全員が対象

これまで、75歳以上の方、および65歳以上で一定の障害のある方については、それぞれの保険に加入したまま「老人保健制度」として、市が運営してきましたが、後期高齢者医療制度では、これまで、社会保険などの扶養になっていた方を含め、加入していた保険が変わります。

#### ◆保険証は一人に1枚交付

保険証は、一人に1枚交付され、75歳の誕生日前に郵送されます。

#### ◆自己負担割合は1割

医療機関で支払う自己負担割合は、老人保健制度と同じ1割または3割となります。

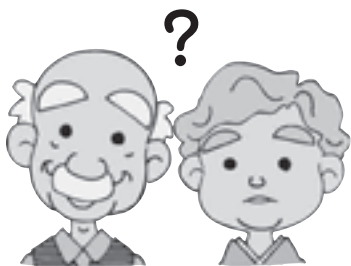
また、医療費が高額になった場合の自己負担限度額などは、老人保健制度と同様となります。

#### ◆保険料も個人ごと

後期高齢者医療制度は、加入者が個人ごとに計算された保険料を、個人ごとに納めることとなります。

また、年間の保険料は、一人、38,760円の「均等割額」と所得に応じて決められる「所得割額の合計金額」となります。

☆被扶養者の軽減措置が講じられます



これまで、社会保険などの被扶養者であった方は、保険料の支払いがなかったことから、急激な負担増を軽減す

るため、被保険者の資格を得た月から2年間、保険料の所得割は賦課されず、均等割額も5割軽減されます。

ただし、本年9月までの6カ月間の保険料は賦課されません。また、その後の6カ月(21年3月まで)も所得割は、賦課されず、均等割額も9割軽減されます。

☆所得の低い方も均等割額が、7割・5割・2割軽減されます。

◆保険料は年金から天引き(特別徴収)

年金が、年額18万円以上の方は、原則、保険料が年金から天引きとなります。(介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合は、天引きされません)

また、納期は、特別徴収の方は、年6回(年金支給月)、普通徴収の方は、7月から翌年3月までの年9回となります。

70歳～74歳の自己負担割合が2割になります。

ただし平成21年3月まで1年間は1割に据え置かれます。

70～74歳の方が、医療機関

で支払う自己負担割合は、現役並み所得者を除き、1割となっていたものを、2割に引き上げます。

ただし平成21年3月までの1年間は、負担割合が1割に据え置かれます。

70歳～74歳の自己負担限度額が引き上げられます。ただし、平成21年3月までは据え置かれます。

医療費が高額になったときに支払う自己負担には、限度額が設けられています。今回の制度改正により自己負担割合の変更に伴い、自己負担限度額も低所得者を除く一般世帯において、引き上げになります。

しかし、これも1年間は、据え置かれます。

療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象者が65歳以上になります



療養病床に入院する70歳

### 勤労者生活安定資金融資制度

市では、中小企業で働く皆さんの生活安定のために、資金の融資を行っています。

#### ●融資対象者

市内に1年以上住所を有する方または市内の企業に引き続き1年以上勤務している方で、債務の全部を弁済できると認められる方

#### ●融資条件

- ① 融資金額 200万円以内
- ② 貸付利率 一般生活資金 年2・56%
- ③ 償還期間 教育資金 年1・88%
- ④ 一般生活資金 7年以内
- ⑤ 教育資金 10年以内(据置期間5年以内)

④ 連帯保証人 1人以上または(社)日本労働者信用基金協会の保証(保証料を助成する制度もあります)

#### ●資金使途

- ① 一般生活資金 婚姻、出産、療養、葬祭、住居移転、住宅の修理、通勤用自動車購入、災害復旧など
- ② 教育資金 学校への入学または在学に必要な資金

(借金の返済、日常の生活費などには利用できません)

#### ●取扱金融機関

東北労働金庫石巻支店

☎ 22-33355

以上の高齢者は、食費と居住費を負担していましたが、その対象年齢が65歳以上に引き下げられます。

## 国民健康保険に加入している方へ

★これ以降は、国民健康保険の方を対象とした内容となりますので、他の保険の方は、それぞれの保険者にお問い合わせください。

## 退職者医療制度の対象者が65歳未満になります

会社などを退職して国保に加入し、被用者年金(厚生年金など)を受給されている75歳未満の方とその被扶養者は、退職者医療制度で医療を受けますが、その対象年齢が65歳未満に変わります。(有効期限前に、一般被保険者証(きみどり色)を送付します)

なお、この保険証の変更に伴う、給付などの変更はありません。(手続きなども不要です)

## 2割軽減の申請が不要となり、賦課時点で軽減されます

これまで、保険税の軽減該当世帯のうち、2割軽減該当については、申請によって軽減となっていました。20年

度からは、7割・5割軽減と同様に申請が不要となります。

ただし、未申告者がいる世帯は、これまで同様、軽減の対象になりませんので、所得がない場合でも市・県民税の申告または国保の簡易申告を必ず行ってください。

## 後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減措置が講じられます

後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する方が、国保から後期高齢者医療制度に移行した場合、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が従前と同程度となるよう、必要な措置を講じられます。内容は、次のとおりです。

低所得者に対する税の軽減  
国保税の軽減判定の際に、国保から移行した後期高齢者(旧国保被保険者)の所得および人数も含めて判定を行い、該当する場合は、5年間、従前と同様の軽減措置を受けることができます。(手続きは不要です)

世帯割で賦課される税の軽減

同一世帯の方が、後期高齢者医療制度に移行することにより、単身世帯となる方について、5年間、世帯割で賦課される保険税が半額となります。(手続きは不要です)

被扶養者(あつた)方の税の減免  
後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険(社会保険など)から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者が、国保被保険者となった方(旧扶養者)について、2年間、後期高齢者医療制度と類似の緩和措置が講じられます。(該当者には申請書を送付します)



## 40〜74歳の方を対象とした新たな「特定健診・保健指導」がスタートします

40〜74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)対策を取り入れた新たな「特定健診・特定保健指導」が始まります。



「特定健診」では、生活習慣病、とりわけメタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させるための対象者を把握し、「特定保健指導」でその対象者のメタボリックシンドロームの予防・改善に向けた生活改善を指導します。



今回は、制度の概要について、お知らせしました。変更点が多く、一部凍結・経過措置もあることから、詳しくはお問い合わせください。

☎ 633・249・472  
☎ 633・249・472  
☎ 633・249・472

## 国民年金の保険料が変わります

平成20年4月分から国民年金保険料は、月額14,410円になります。4月初めに社会保険庁から「国民年金保険料納付案内書」が送付されます。

各月の保険料は納付期限までに納めましょう。

(口座振替を利用している方には送付されません。また、全額免除・若年納付猶予に該当している方で、7月以降継続免除にならない方には7月に納付案内書が送付されます)

平成20年4月に1年分を前納すると、169,850円です。(3,070円のお得です)

### <平成20年度 国民年金保険料(月額)>

定額	14,410円
定額+付加保険料	14,810円

※付加保険料(400円)は変更ありません。

### <保険料の一部が免除されている場合>

4分の3免除(4分の1納付)	3,600円
半額免除(半額納付)	7,210円
4分の1免除(4分の3納付)	10,810円

※免除の承認期間が6月までであることから、4月に4〜6月分の納付案内書を送付され、7月にそれ以降の定額の納付書が送付されます。

☎ 22-5117  
石巻社会保険事務所  
(内線256・257)・各総合支所・支